



## Japan Society for Tobacco Control

### 日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp  
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201  
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

厚生労働大臣 塩崎恭久様  
財務大臣 麻生太郎様

2017年7月4日

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

#### 要望書

非燃焼・加熱式電子タバコの危険性が明らかになりました。  
禁煙の場所で加熱式電子タバコの使用を許すべきではありません。

#### 記

私たちは2016年4月11日にいわゆる「新しいタバコ」に対する日本禁煙学会の見解を出しました。その際、以下の指摘をさせて頂きました。

- 1) 紙巻きタバコと同様にニコチンが含まれる。
  - 2) 紙巻きタバコと同様に種々の発がん性物質が含まれる。
  - 3) 紙巻きタバコと違い、発生する有害物質が見えにくい。
  - 4) 「WHO タバコ規制枠組条約」(FCTC)の第6回締約国会議が決議したように、喫煙者をタバコの健康被害から守り、その呼気から非喫煙者の健康を守らなければならない。
  - 5) すべてのレストランやバーを含む公共の場所・公共交通機関での使用は認められない。
- さらに、本年2月24日には塩崎様にあて、要望書をしたためました。

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/%2017%20202.13%20塩崎大臣にあて%20%20.pdf>

彼らが蒸気と言っている煙は水蒸気ではなく、不凍剤であるプロピレングリコールなどの蒸気が主体であります。

最近、スイスの医学者がアイコスで調査をおこない、実際に紙巻きタバコと同様のニコチン、発がん物質のベンゾピレンなどが煙中に見いだされました。驚くべき事に一部の発がん物質はタバコよりも高濃度でした。(5/22 JAMA internal medicine)

<http://jamanetwork.com/journals/jamainternalmedicine/article-abstract/2628970>

<http://www.reuters.com/article/us-health-tobacco-heatnotburn-idUSKBN18M2JB>

この新型タバコが蔓延する可能性・危険性を防ぐことが行政の責任と思います。とくに受動喫煙対策においては、紙巻きタバコに対する規制と一切の区別をつけるべきではありません。タバコはタバコとして取り締まるべきと考えます。

また、タバコの税率は「すべての国は、税率を少なくとも小売りの値段の70%を超えることを目標とすべきである(FCTC第6条)とあるにもかかわらず加熱式電子タバコでは50-15%前後になっています。これはFCTC違反である上に、必要な税金を取ってすらいらない事になります。これでは行政の不作为と言われても仕方ありません。

以上